日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2017.8.13
No.17-019

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

不当労働行為確定判決を読み解く JAL経営の主張は全て否定された

不当労働行為裁判は、2015年6月高等裁判所でJAL経営の不当労働行為が断罪されました。さらにJAL経営が上告（申し立て人代表者：植木義晴社長）していた最高裁でも2016年9月上告を棄却し、「組合活動に対する支配介入（不当労働行為）」との高裁判決が確定されました。

判決確定後JAL経営は、不当労働行為について言葉で「謝罪」そして掲示板に「今後留意」を張り出しましたが、不当労働行為が行われた中で、整理解雇が強行された事実に対しては、組合の「統一要求」を全く無視しています。

東京高等裁判所判決では、JAL経営の主張はことごとく否定され、組合側の全面勝利となっています。　（詳細は以下乗員速報を参照）

６４－０６２－その１　６４－０６９－その２　６４－０７０－その３

６４－０７３－その４　６４－０７８－その５　６４－０８５－その６

高裁判決は明解

高裁判決要旨は以下の通りで、不当労働行為を断罪しています。

「日本国憲法28条は勤労者の団結権を保障し、労働組合法は『労働者が主体的かつ自主的に労働条件を維持改善、その他経済的地位の向上を図る事を目的として労働組合を組織する権利』を認めている」、

「会社として労働者が労働組合を結成することを妨害することや、その運営を支配すること、その運営に介入することなどを不当労働行為として禁止している」、

「会社がその存立のために争議行為を阻止したいのであれば、労働組合が求めるところも踏まえ、労働組合との間で何らかの妥協を図るしかない」

職場は「統一要求」で団結

職場の要求は、2016年年末で「統一要求」を確立して、原告団及び支援者も団結し、共同して現在も取り組んでいます。職場の高稼働・人員不足の中で、JAL経営の真摯な対応が必要な状況と言えるのではないでしょうか。

(統一要求要旨)

１．被解雇者に関する要求（希望者の職場復帰・地上の職場も検討・補償など）
２．希望退職者・特別早期退職者に関する要求
３．解雇問題の円満解決に関する要求
４．労使関係の正常化に関する要求

(詳細は乗員速報６３－０２９)

皆さん
2017 年度も
カンパ支援・取り組み参加
宜しくお願い致します

OB 乗員有志の会：カンパ振込先

今後の日程

＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!
原告団 HP 日程参照

＊山口 宏弥氏 著書紹介
「安全な翼を求めて」　　アマゾン書評

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。